

第 6 部 悪臭，地盤沈下 及び土壤汚染

第1章 悪臭

第1節 悪臭の現況

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚的な公害の一つで、不快感・嫌悪感などの心理的影響を及ぼすほか、吐き気・頭痛・食欲不振など健康にも影響があるといわれています。

悪臭の主な発生源は、工場・事業場・畜舎や畑等ですが、本市では、住工混在の地域があることや、住宅地域が郊外に広がりを見せている状況にあり、苦情発生箇所が広範囲に及んでおります。

また、一般家庭からも農薬散布や生活排水による悪臭が発生するなど、その原因は多岐にわたっています。

第2節 悪臭防止対策

本市は、悪臭防止法の規制地域として、市街化区域では全域を、市街化調整区域については旧内原町地域の全域及びそれ以外の地域の一部を指定しており、現在、規制対象物質はアンモニア、メチルメルカプタン等の計22物質となっています。

悪臭防止対策としては、悪臭防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び水戸市公害防止条例に基づき立入指導を実施しています。

第3節 特定施設等の届出

茨城県生活環境の保全等に関する条例及び水戸市公害防止条例に基づく届出状況は、下表のとおりです。

特定施設の種別別届出件数(県条例)

(R6. 3. 31現在)

施設番号	施設の種別	届出数
2	化製場等に係る蒸解施設及び乾燥施設	2
3	たい肥の製造に用いる発酵施設	3
4	豚 舎 (100頭以上)	2
5	鶏舎 (500㎡以上又は5,000羽以上)	1
計	施 設 数	8
	工場・事業所数	6

届出施設の種別別届出件数(市条例)

(R6. 3. 31現在)

施設番号	施設の種別	届出数
1	鶏 舎	3
3	家畜の飼養に用いる 豚舎	9
	畜舎 牛舎	3
計	施 設 数	15
	工場・事業所数	15

規制基準（事業場の敷地境界線での基準）

地域 規制物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

規制地域

水戸市（旧内原町地域を除く）

地域の区分	規 制 地 域
A 区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により，市街化区域として定められた地域（同法第8条第1項の規定により，工業地域及び工業専用地域として定められた地域を除く。）
B 区域	都市計画法第8条第1項の規定により，工業地域及び工業専用地域として定められた地域並びに若宮1丁目，見川4丁目，見川町，千波町の各一部

旧内原町地域

地域の区分	規 制 地 域
A 区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により，市街化区域として定められた地域
B 区域	都市計画法第7条第1項の規定により，市街化調整区域として定められた地域

第2章 地盤沈下

第1節 地盤沈下の現況

茨城県生活環境の保全等に関する条例において地盤沈下に係る特定施設として、揚水機の吐出口の断面積が19cm²以上のものに限り、届出が義務づけられています。本市における届出状況は、下表のとおりです。

地盤沈下に係る特定施設届出状況

区域 \ 種類		揚水機数	工場・事業場数
市街化区域	第1種低層住居専用地域	3	1
	第1種中高層住居専用地域	3	2
	第1種住居地域	2	1
	第2種住居地域	1	1
	近隣商業地域	2	1
	商業地域	6	3
	準工業地域	4	3
	工業地域	17	8
市街化調整区域		29	16
計		67	36

(令和6年3月31日現在)

第3章 土壤汚染

第1節 土壤汚染の現況

土壤汚染は、そのほとんどが事業活動に伴って排出される化学物質等の有害物質を含んだ排水、廃棄物等の不適正処理により発生しています。

これについて、平成15年から土壤汚染対策法が施行されており、水質汚濁防止法及び下水道法に基づく有害物質使用特定施設を廃止する際や一定規模以上の土地の形質変更を行う際の届出時において、有害物質等による汚染のおそれがあると判断される場合は、市長が当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査を命令し、土地の所有者等は調査結果を報告することが義務付けられています。

調査の結果、基準を超える汚染が確認された場合は、土壤汚染対策法に基づき浄化対策を指導し、汚染の拡散を防止しています。

土壌汚染対策法の施行状況（令和5年度）

区分	項目	件数
第3条 関係	有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	0
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0
	土壌汚染状況調査を実施中の件数	0
	市長により土地の利用方法からみて人の健康被害を生ずるおそれがない旨の確認を受けた件数	0
	上記確認の手続き中の件数	0
第4条 関係	3,000㎡以上の土地の形質変更の届出件数	29
	調査命令を発出した件数	0
第5条 関係	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査件数	0
第6条 関係	要措置区域の指定件数	0
第7条 関係	土壌汚染の除去等に関する措置の指示件数	0
第11条 関係	形質変更時要届出区域の指定件数	0
第14条 関係	指定の申請件数	0

第2節 土壌汚染に関する照会への対応

近年、土壌汚染に対する社会的関心が高まってきており、不動産取引等の際の情報を得る目的で、水質汚濁防止法に係る届出の有無等の照会が年間約100件程度あります。

照会件数は下表のとおりです。

年度	照会件数（件）
平成26	123
27	128
28	117
29	124
30	149
令和元	101
2	131
3	120
4	112
5	120

